

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らの、購入金額が一定以上の家財について、東京電力による家財定額賠償の枠外として、着物及び家具の耐用年数を20年、電化製品の耐用年数を8年とした上で、残価率2割として経過年数に応じて算出した残存価格が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、以下の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

財物価値喪失分（別紙高額家財一覧について）

合計金124万6700円

第2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目についての和解金として、申立人らに対し、金124万6700円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月4日

(仲介委員 篠原 一廣)

(別紙) 高額家財一覧

	品目	写真番号	和解金額
1	電子治療器	1	182,700
2	タンスセット	2-1~2-3	192,000
3	着物(留袖)	7	288,000
4	着物(留袖)	9	192,000
5	着物(喪服帯セット)	11	204,000
6	着物	12	80,000
7	着物(付下げ)	15	108,000
	合計		1,246,700